

三重県屋外広告物条例の規定による道路、鉄道等の禁止区間 及び禁止区域の見直し素案概要

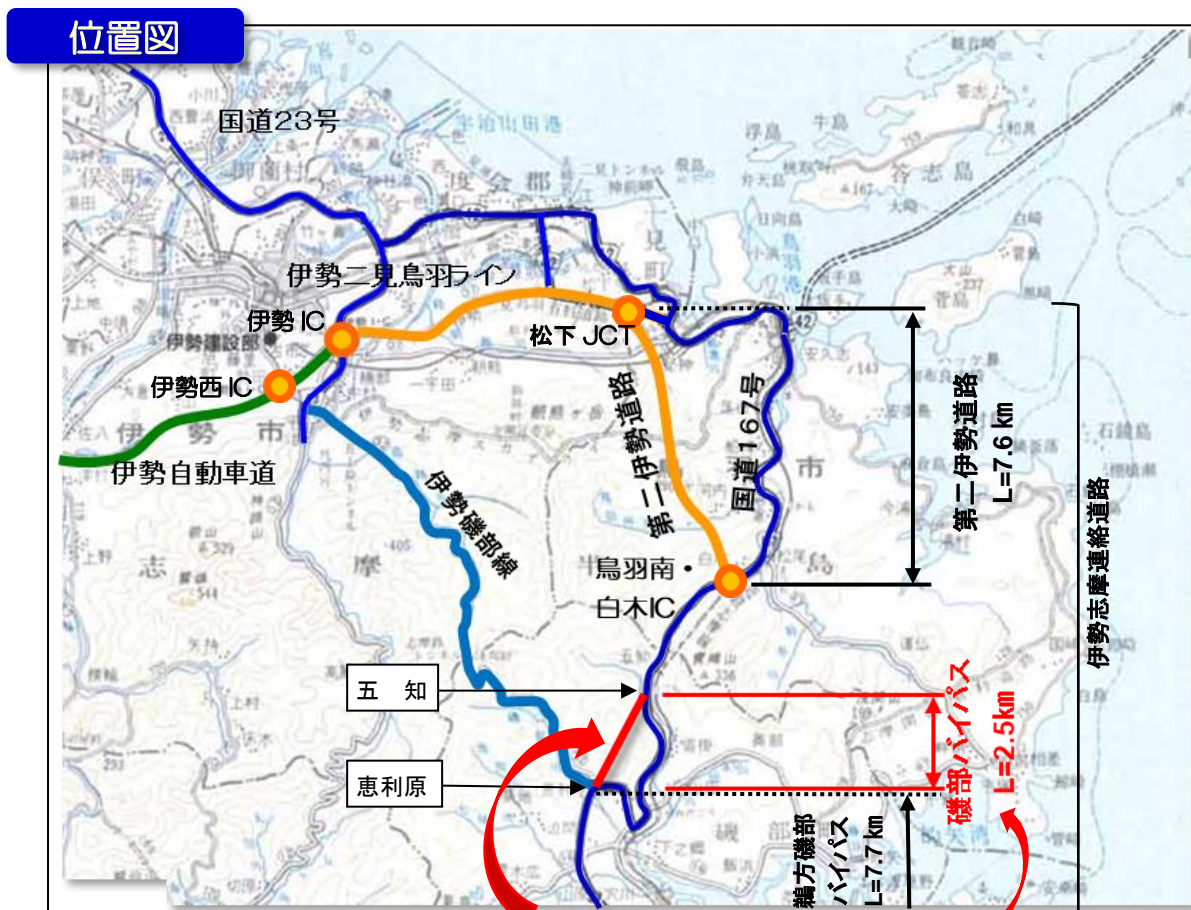
三重県県土整備部都市政策課

1. 広告物を表示してはならない禁止区間・禁止区域の追加

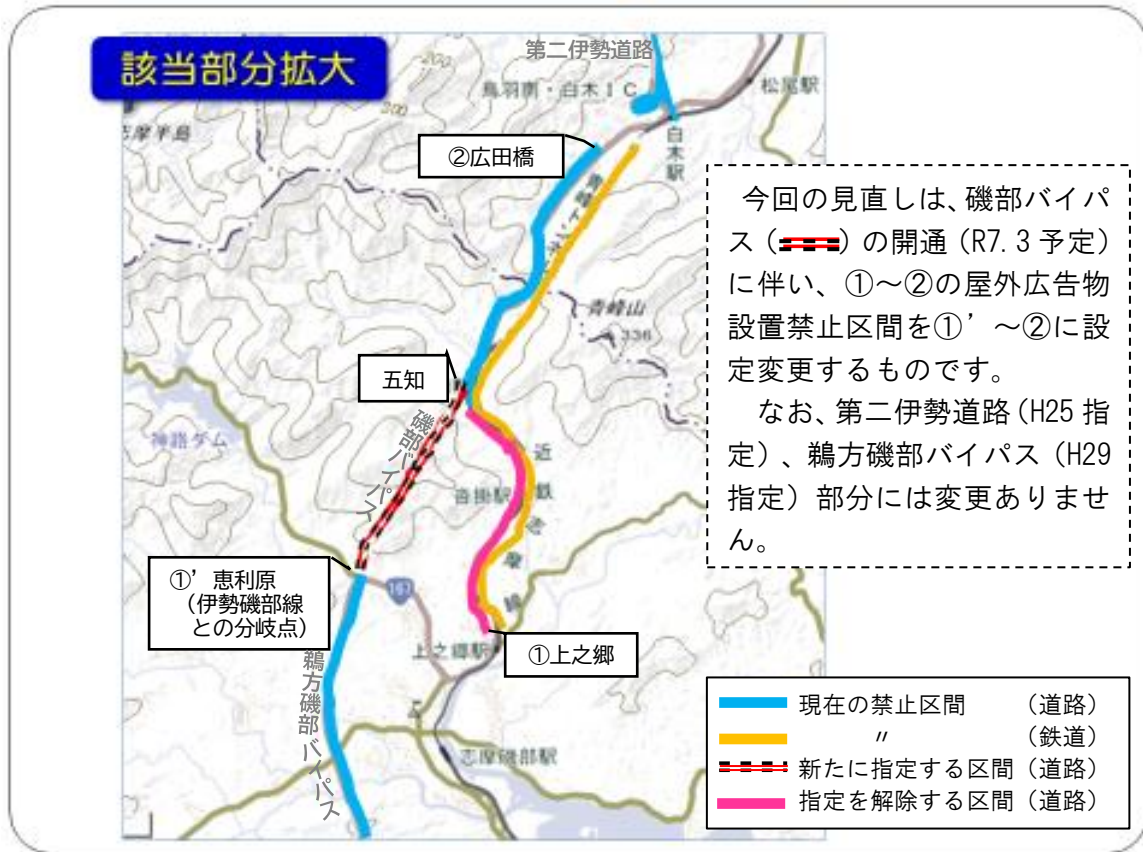
三重県は、伊勢志摩地域の連携を強化する広域的ネットワーク道路として伊勢志摩連絡道路の整備を進めており、**志摩市磯部町恵利原から五知の区間を結ぶ「磯部バイパス (2.5km)」について、令和7年3月の開通を目指し**工事を進めています。

伊勢志摩連絡道路は、伊勢志摩国立公園内にあり、屋外広告物の乱立等による景観悪化を阻止するため、これまでも、同道路を構成する第二伊勢道路 (7.6 km)、鵜方磯部バイパス (7.7 km) について、開通するたびに、これらの区間とその接続する地域 (道路から両側 100m) は、原則として広告物を表示してはならない禁止区間・禁止区域に追加し、良好な景観が維持されてきました。

今回、磯部バイパスの開通に伴い、この区間を禁止区間に、その両側 100mを禁止区域に指定します。



今回開通する磯部バイパス (L=2.5 km) とその両側 100mを、原則として広告物を表示してはならない禁止区間・禁止区域に指定します。



2. その他

経過措置として、現在、一般国道 167 号磯部バイパスの両側 100m に適法に表示されている広告物は、開通の日から 3 年間、引き続き表示することができます。

また、これまで広告物を表示してはならない禁止区間・禁止区域とされてきた旧道（一般国道 167 号[志摩市磯部町上之郷ー五知]）は、同バイパス開通時に指定を解除します。

3. (参考) 屋外広告物とは？

屋外広告物とは？

① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの

② 屋外で表示されるもの

③ 公衆に表示されるもの

④ 看板、立看板、貼り紙、貼り札、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出されるもの等

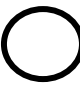





4つの条件を満たすもの

屋外広告物の例

● 商業的なものに限らない。
● 街頭で配布されるチラシ、街頭放送、人が持った立看板、建物内部に貼られたポスター等は、屋外広告物ではない。
● 樹木で作られたものも屋外広告物ではない。

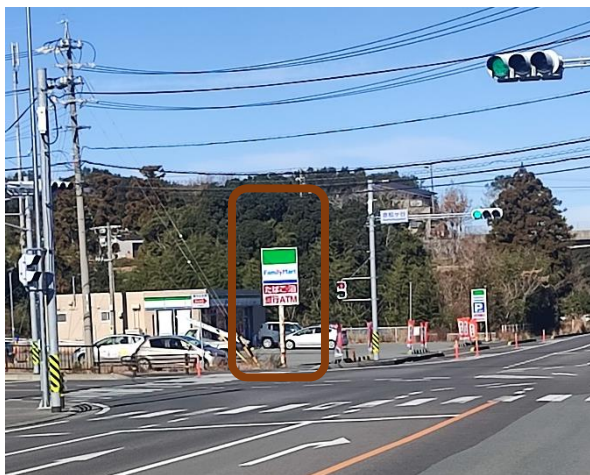
4. 屋外広告物設置禁止区間（禁止区域）に指定された場合の適用関係

下表のとおり、自家用広告物、管理広告、道標、案内図板等は設置出来ます。

	禁止地域（区域）	許可地域
自家用広告物 （自己の氏名、名称、店名等を表示するため、自己の住所や営業所等に表示する広告物又は掲出物件）	 10 m ² 以下・・・許可不要 10 m ² 超・・・許可制 （規則別表第2）	 10 m ² 以下・・・許可不要 10 m ² 超・・・許可制 （規則別表第3）
管理広告 （自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又は掲出物件）	 3 m ² 以下・・・許可不要 3～7 m ² ・・・許可制 （規則別表第4）	 3 m ² 以下・・・許可不要 3 m ² 超・・・許可制
（参考）一般広告物 （上記及び公共広告物以外の広告物又は掲出物件）	 道標（地は緑色、文字等は白色）・案内図板等は可 （規則別表第4）	 面積に関わらず許可制 （規則別表第3）

「規則」＝三重県屋外広告物条例施行規則、○＝設置可、△＝上限あり、×＝設置不可

自家用広告物の例 コンビニエンスストアの看板



道標の例 右折すればクリニックがあることを示す看板

